【Ⅲ法規】

表17 「建築士法」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日（平成31年1月1日）　：　**頁**数は、「平成31年版　建築関係法令集　法令編　（発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し　出題年度⇒	H11	H12	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19	H20	H21	H21	H21	H22	H22	H22	H22	H23	H23	H23	H23	H24	H24	H24	H25	H25	H25	H26	H26	H26	H27	H27	H27	H27	H28	H28	H28	H28	H29	H29	H29	H29	H30	H30	H30	計	率	出題問題の傾向分析
		問題番号⇒	21	20	21	21	21	19	19	19	17	18	25	19	21	22	23	22	23	24	25	21	22	23	26	21	22	23	21	22	23	21	22	23	21	22	23	29	21	22	23	24	21	22	23	28	21	22	23	問	%	
① **法目次**	**626**																																																				
法2条	628	定義						3														4			2								1,2																	5	2.5	設計とは、そのものの責任で設計図書を作成すること（構造設計とは構造設計図書、設備設計とは設備設計図書）。工事監理とは、設計図書を照合して設計図書通り実施されているか確認することで、建築工事の施工指導を含まない。設計図書とは、図面と仕様書（原寸図を含まず）がある。
法2条の2	628	職責																							3																									1	0.5	建築士は、法令に精通して誠実に業務する。
法3条	628	一級の設計又は工事監理		3		1	1	1,4	1			4										1							1						1,3															11	5.5	一級建築士でなければ設計又は工事監理できないものは、特殊建築物500㎡超え、木造で高さ13m軒の高さ9m超え、木造以外で述べ面積300㎡高さ13m軒の高さ9m超え、その他延べ面積が1000㎡を超えかつ階数が2以上の建築物である。増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替は、新築である。
法3条の2	629	一級二級の設計又は工事監理																								1																								1	0.5	都道府県は、条例で延べ面積について別に定めることができる（用途・規模・構造を定めることはできない）。
法5条	629	免許の登録													1														2															1,2						4	2.0	一級建築士名簿の登録には、登録番号・登録年月日・氏名・生年月日・性別・合格証書番号・処分歴・定期講習の受講歴を記載する（事務所名はない）。
法5条の2	630	住所等の届出				2																3													2															3	1.5	一級建築士は、住所・勤務先の事務所名称等の変更があった場合、30日以内に都道府県知事を経由して国土交通省に届け出なければならない。
法7条	630	絶対的欠格事項		2											3											2		1				1,2							4										1,2	9	4.5	免許取り消しから5年を経過しない者は、免許を受けることができない。一級建築士は禁固刑等の執行から5年が経過した場合、都道府県知事を経由して国土交通大臣へ30日以内に届け出なければならない。禁固刑以上の者は、執行猶予でも免許が取り消される。
法8条の2	630	建築士の死亡等の届出																																	4															1	0.5	一級建築士が死亡したときは、相続人がその事実を知った日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない（住所地の都道府県知事を経由）。
法9条	631	免許の取消し									2																				1	4																		3	1.5	建築士が虚偽等で免許を受けた場合、国土交通大臣又は都道府県知事は免許を取り消さなければならない（禁固刑以上の対象者も同じ）。
② 法10条	631	懲戒				4			3		5		1～5		2				4		3							3			2,3,4	3	3				4	1,3			2					1～4			3	26	13.1	国土交通大臣（中央建築士審査会の同意）又は都道府県知事（都道府県建築士審査会の同意）は、規定に違反又は不誠実な行為をした建築士を戒告若しくは1年以内の業務停止を命じ免許を取り消すことができる。建築基準法等の規定に違反した場合は、懲戒処分の対象となる（中間検査を受けずに工事続行、事務所登録延長のし忘れ、管理建築士講習の未受講等）。処分は、公告しなければならない。
法10条の2の2	632	構造・設備設計一級の交付																1						4																			1,4							4	2.0	構造設計一級建築士は、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した者がなれる。設備設計一級建築士は業務をする場合、一級建築士事務所登録を受けなければならない。
法10条の17	635	一級登録の事務の実施													4														4																					2	1.0	国土交通大臣は、中央指定登録機関を指定したとき、一級建築士登録等の事務をしない。
法18条	642	設計及び工事監理		5		3			5		1	3							2																					3										7	3.5	建築士が工事監理を行う場合は、工事施工者が設計図書通り行わず、工事施工者に指摘しても従わない場合、建築主に報告する。建築士は委託者に対して適切な説明をする。
法19条	643	設計の変更					2			3		1							1				4														2										1			7	3.5	一級建築士は、二級建築士又は木造建築士が設計した内容を変更する場合、承諾を求めることができないとき等は、自己の責任で変更できる。
法19条の2	643	免許証の提示																																					1											1	0.5	一級建築士は、設計等の委託者から請求があったとき、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。
法20条	643	業務に必要な表示行為	3	1				5				5		4				3		3		2				3								1			1						2	4						13	6.5	一級建築士は、設計図書に記名及び押印しなければならない。建築士は、構造計算による安全性を確かめた場合、その証明書を設計の委託者へ交付する（構造設計一級建築士が署名した場合は不要、ただし20条1項2項に該当しない者は構造設計一級建築士が構造計算しても交付が必要）。工事監理を終了した場合、建築主に報告する。建築士は、設備設計に関する知識を有する者の意見を聴いた場合、設計図書又は報告書にその旨を明らかにする。
法20条の2	643	構造設計の特例																2						1,2		4																					2,3			6	3.0	構造設計一級建築士の適用範囲は、構造計算適合性判定と同一の範囲ではない。構造設計一級建築士の関与の義務は、設計のみで工事監理は含まれない。二級建築士が設計できる限界耐力計算では、構造設計一級建築士の関与が義務づけられていない。大規模の修繕は、その規模により構造設計一級建築士の関与が義務づけられる。
法20条の3	644	設備設計の特例																4						3																										2	1.0	設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の確認では、設備設計一級建築士も設計者に含まれる。設備設計一級建築士の関与の義務は、3階以上5000㎡を超える設計のみで工事監理は含まれない。
法21条	644	その他の業務		4																																														1	0.5	建築士は、設計・建築工事契約に関する事務及び指導監督・調査・鑑定・法令・条例手続きの業務ができる。
法21条の3	644	違反行為の禁止																							1														3											2	1.0	違反行為及び指示をしてはいけない。
法22条の2	645	定期講習															1,2,3		3										3				4														4			7	3.5	一級建築士事務所に所属する者は、設計及び監理業務をしていなくても講習を受けなければならない。一級建築士と二級建築士の保有者は、一級建築士の講習のみ、一級建築士と構造設計一級建築士の保有者は、両方の講習会を受けなければならない。講習は受講後3年以内に受けなければならない。
法22条の3の3	645	300㎡超え契約																																									3	1						2	1.0	木造、平家建て450 ㎡、高さ11m、軒の高さ9mのオーディトリアムを有する集会場は、500㎡を超えていないので、一級建築士又は二級建築士が設計又は工事監理をできる。大規模の修繕が300 ㎡を超える工事監理受託契約の締結は、当事者で設計図書との照合方法、工事監理の実施状況の報告方法、従事する建築士の氏名等について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
法22条の4	647	建築士会及び建築士会連合会																			1																													1	0.5	建築士会は、建築士に対して建築技術に関する研修を実施しなければならない。
法23条	646	建築士事務所の登録（更新）				5	3,4	2	4							4				1,2					4			4		1						1,2,3					4									15	7.5	建築士は、報酬を得て設計・監理・契約・調査・鑑定・手続き代理をする場合、建築士事務所について都道府県知事の登録を受けなければならない（一級建築士も都道府県知事であり国土交通大臣ではない）。登録を受けた都道府県以外でも設計等はできる。建築士事務所の登録は、5年間有効である。更新の登録は、30日前まで行う。事務所の開設者は、1級建築士でなくても良い。管理建築士は、建築士として3年以上の経験をして講習会を受講したものがなれる。
法23条の3	647	登録の実施																																											3					1	0.5	一級建築士事務所の登録事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士の氏名、処分歴等である。
法23条の5	648	変更の届出	1		5					1	4	2											1																			3			4			2		9	4.5	建築士事務所の開設者は、名称・所在地・一級二級木造の種別・登録申請者氏名・管理建築士が変更となった場合、2週間以内に都道府県知事に届け出なければならない。管理建築士が死亡し後任が選任されていない場合、都道府県知事は、事務所の閉鎖を命じることができる（命じなければならないは間違い）。
法23条の6	648	設計の報告書												2													4																							2	1.0	事務所の開設者は、毎年度3月以内に報告書を都道府県知事へ提出しなければならない。
法23条の7	648	廃業の届出			2																																	2												2	1.0	破産等により廃業した場合は、30日以内に破産管財人が都道府県知事へ届け出る（役員ではない）。
法24条	649	建築士事務所の管理	2							2							4						3					2		2							3			1				3				1,3		11	5.5	事務所の開設者は、専任の管理建築士を置かなければならない。複数の一級建築士事務所を開設している法人は、それぞれの事務所で管理建築士を置かなければならない。管理建築士は、3年以上の設計業務に従事した後に登録講習期間の講習を修了した建築士がなる。監理技術者は、技術的観点から開設者へ意見を述べる。二級建築士で管理建築士の講習を受けた後に一級建築士を取得した場合は、新たに講習を受ける必要は無い。管理建築士の業務経験は、二級建築士と一級建築士との区別がなく通算年数となる。
法24条の3	649	再委託の制限														1							2				3			3						4														5	2.5	3階以上1000㎡以上の共同住宅の設計又は工事監理は、委託者の承諾を得た場合でも再委託してはならない。開設者は、委託者の承諾を得た場合でも委託を受けた設計を開設者以外のもの（個人設計者）に再委託してはならない。
法24条の4	649	帳簿及び図面の保存					5		2					1													1																							4	2.0	開設者は、帳簿（工事監理報告書・契約の年月日等の記載）及び設計図書を15年間保管する。開設者は、管理建築士から技術的観点から意見が述べられた場合、帳簿に記載しなければならない。
法24条の6	650	書類の閲覧			3					4				3																																				3	1.5	開設者は、委託者の求めに応じて業務実績・建築士氏名・損害賠償額・保険契約を閲覧させなければならない。
法24条の7	650	重要事項の説明								5						3																		2										2						4	2.0	開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約をする場合、建築士に書面を交付して、免許証を提示し説明させなければならない。
法24条の8	650	書面の交付			4											2											2							3,4																5	2.5	開設者は、委託者に所定の事項を記載した書面（設計及び工事監理の概要・委託者の氏名・名称・住所等）を交付しなければならない。設計又は工事監理以外の受託では、重要事項の説明をしなくても良い。
法24条の8	650	保険契約の締結																																						4										1	0.5	開設者は、設計等の損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結等に努めなければならない。
法25条	651	業務の報酬																												4									2											2	1.0	報酬の基準は国土交通大臣が中央建築士審査会の同意を得て定める。
法26条	651	監督処分	4		1						3									4																				2									4	6	3.0	都道府県知事は、建築士でない者が設計した場合、建築基準法の規定違反した場合等の内容により事務所の登録を取り消すことができる。登録の取り消しでは、中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意が必要である。
法26条の2	652	報告及び検査	5											5																																		4		3	1.5	都道府県知事は、必要に応じて報告及び職員の立ち入り検査をすることができる。
法26条の4	652	指定事務所登録機関																			4																				1									2	1.0	指定事務所登録機関が事務所登録を行う（事務所登録の「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と読み替えて適用）。
法27条の5	654	苦情の解決																			2																													1	0.5	建築士事務所協会は、建築主からの苦情について相談・助言をし迅速に処理する。
法38条	655	罰則																																				4												1	0.5	一級建築士の免許のないものが一級建築士の名称を用いた場合、罰則の対象であるが、懲戒処分の対象ではない（懲戒処分は建築士を対象としたもの）。
法41条	656	罰金30万円																																								1,2								1	0.5	国土交通大臣が報告を求めた場合に、建築士が虚偽の報告等をしたときは、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。建築士事務所に立ち入り時の質問に対して虚偽の答弁等をしたときは、その者と所属する法人も、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。
法44条	657	罰金10万円																																								4								1	0.5	管理建築士等が、重要事項について説明する際に、建築士免許証等を提示しなかったときは、10万円以下の過料の適用の対象となる。
③ **規則目次**	**662**																																																			
規則17条の36	674	定期講習																																							3									1	0.5	一級建築士は、定期講習を受けた日の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。
合　計																																																		199	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番**左**①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。